

習志野市制施行70周年記念事業実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市制施行70周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施に当たり、市民、事業者等との協働により記念事業を実施していくために、習志野市制施行70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 記念事業の計画の決定及び実施に関すること。
- (2) 習志野市制施行70周年記念の趣旨に賛同し、市民とともに祝うことを目的として市民又は他団体が実施する事業の募集及び決定に関すること。
- (3) 記念事業の予算及び決算に関すること。
- (4) 記念事業の助成に関すること。
- (5) 記念事業の広報及び啓発に関すること。
- (6) その他記念事業等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会は、会長及び副会長並びに15人以内の委員をもって組織する。

- 2 実行委員会の委員は、第1条に規定する目的に賛同する団体等（以下「団体等」という。）から市長が委嘱する。
- 3 実行委員会の委員の任期は、実行委員会解散の日までとする。
- 4 実行委員会の委員がその職を離れたときは、当該委員の属する団体から選出された後任者が新たな委員となり、前任者の残任期間を務めるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は市長、副会長は市議会議長をもって充てる。

- 2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(監事)

第5条 監事は、委員の中から互選により1名選出する。

2 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

(1) 実行委員会実施事業の予算及び決算

(2) 記念事業の事業計画及び事業報告

(3) その他会長が必要と認めた事項

3 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認める場合においては、非公開で行うものとする。

(会議の運営及び議決)

第7条 会議は、過半数の委員の出席がなければ開会することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、実行委員会の円滑な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、委員の書面評決をもって会議の議決に代えることができる。

(代理出席)

第8条 委員がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が当該会議に出席し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により委員を代理することができる者は、当該委員

の属する団体等に属する者で、当該委員があらかじめ指名したものと
とする。

(企画準備委員会)

第9条 会長は、会議を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて、
企画準備委員会を設けることができる。

2 企画準備委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に
定める。

(経費)

第10条 第2条に規定する事務に要する経費は、市補助金その他の
収入をもって充てる。

(報償費)

第11条 会長は、委員(市の職員を除く。次条において同じ。)又
は第8条第1項の規定により委員を代理する者(以下「委員等」と
いう。)が会議に出席した場合、報償費の7,300円を支払うも
のとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第3項に規定する書面評決の場
合は、報償費は支払わない。

(費用弁償)

第12条 会長は、委員等が会議等に出席したとき又は公務のため旅
行したときは、実費を支給する。

(会長の専決)

第13条 会長は、会議を招集する時間的余裕がないとき又は軽易な
事項については、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会
議において報告しなければならない。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(解散)

第15条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 前項の場合において、解散時に現存する残余財産及び全ての文書は市に帰属する。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。